

IV 具体的施策の展開

1 子育て・生活支援の充実

1 相談事業の充実【対象：母子・父子・寡婦】

■ 相談体制の充実

区に配置している母子・婦人相談員及び母子寡婦福祉センターの母子相談員の資質向上を図るため、定期的な業務研修、指導方法、応対等の研修を実施するとともに、ひとり親家庭になる前や、なった後の相談等の充実を図ります。

■ 相談業務の周知

区及び母子寡婦福祉センターでの母子家庭等に対する相談業務について、ホームページやパンフレット等により周知を図ります。

2 保育サービスの充実【対象：母子・父子】

■ 保育所入所の推進

ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援として、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度を推進します。

■ 保育サービスの充実

- 延長保育：就業時間等による送迎をしやすいするために早朝1時間、夕刻1時間又は2時間の延長保育を行う実施箇所の拡大を行います。
(平成21年度目標 172ヶ所 「第2次札幌新まちづくり計画」)
- 一時保育：保護者の短時間労働等や冠婚葬祭等で、通常の保育所で対象とならない児童に対して認可保育所で保育サービスを実施できるよう拡大を行います。
(平成21年度目標 83ヶ所 「第2次札幌新まちづくり計画」)
- 病後児保育：現在、市内5ヶ所で開催している病後児保育を継続します。
- 休日保育：現に札幌市認可保育所に入所している児童について、日曜・祝日に勤務する保護者のために、休日保育の実施箇所の拡大を行います。
(平成22年度目標 3ヶ所 「第2次札幌新まちづくり計画」)

3 さっぽろ子育てサポートセンター事業の充実【対象：母子・父子】

■ さっぽろ子育てサポートセンター事業の充実

育児の援助を受けたい方と行いたい方とで会員組織を作り、保育所等への送迎を行ったり、一時的に子どもを預かったりする、会員相互の援助事業「さっぽろ子育てサポートセンター事業」の充実を図ります。

4 子育て支援施設の拡充【対象：母子・父子】

■ 子育てサロンの拡充

親子同士等の交流を深め、子育て家庭が遊び等を通じて地域の人たちとふれあう場（子育てサロン）を提供するとともに、今後は、地域協働型の運営による地域主体の子育てサロンの拡充を図ります。

（平成21年度目標 全小学校区で実施 「さっぽろ子ども未来プラン前期計画」）

■ 区保育・子育て支援センター整備の推進

すべての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、従来の保育所機能に加え、親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て相談等のさまざまな子育て支援機能を持つ区保育・子育て支援センターの設置を推進します。

（平成22年度目標 6ヶ所 「第2次札幌新まちづくり計画」）

■ 子育て支援総合センター事業の情報提供

全市の子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外毎日開館し、ひとり親家庭を含むすべての家庭を対象に、常設の交流の場の提供、子育て講座の開催や安心して子育てができる情報の提供等を行います。

5 留守家庭児童対策の推進【対象：母子・父子】

■ 児童会館及びミニ児童会館の拡充

保護者の就労等による留守家庭児童について、児童会館及びミニ児童会館の児童クラブで一般来館児童と交流を保持しながら安全の確保と健全な育成を推進するため、施設の拡充を図ります。

（平成22年度目標 児童会館・ミニ児童会館 174ヶ所、児童クラブ 169ヶ所

「第2次札幌新まちづくり計画」）

6 公的住宅への入居の優遇措置の推進【対象：母子・父子】

■ 市営住宅入居への優遇制度

ひとり親家庭の方の市営住宅の入居に際し、抽選時の当選確率を高める優遇制度を実施します。

■ 市営住宅の入居資格の緩和

ひとり親家庭の方等で、小学校就学前の子どものいる世帯について、市営住宅への入居資格（収入基準）の緩和を実施します。

■ 特定優良賃貸住宅活游子育て支援事業の推進

市の認定を受けて民間事業者等が建設する賃貸住宅で、中学校卒業前の子どもがいる世帯について、入居基準の引き下げと経済的負担の軽減を図ります。

(平成22年度目標 221世帯 「第2次札幌新まちづくり計画」)

7 子育て支援短期利用事業の拡充【対象：母子・父子】

■ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）の推進

保護者が病気や冠婚葬祭等により一時的に養育できなくなった場合に、児童を預かる子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を推進します。

8 生活支援の充実

■ 日常生活支援事業の推進【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等が自立促進のための講習会の受講や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助を必要とした場合、家庭生活支援員（ホームヘルパー3級取得者）を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う日常生活支援事業を推進します。

■ 研修会の充実【対象：母子・父子・寡婦】

家庭生活支援員の知識や技術向上のための研修会や、救急法等の講習会を実施し、サービスの充実を図ります。

■ 土日・夜間電話相談事業の充実【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等が、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を充実します。

■ 児童訪問援助事業の検討【対象：母子・父子】

ひとり親家庭の児童は不安定な状況にあることから、心の支えとなるとともに生活面の指導を行うため、児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣を行う児童訪問援助事業を検討します。

9 ひとり親家庭等医療費助成の推進【対象：母子・父子】

■ ひとり親家庭等医療費助成の推進

ひとり親家庭の母又は父及び児童に係る医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の健康の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ります。

10 身元保証人確保対策事業の推進【対象：母子】

■ 母子生活支援施設における身元保証人確保対策事業の推進

母子生活支援施設を退所する母子家庭は、身元保証人の確保が困難であることにより就業などの妨げになっていることから、身元保証人確保対策事業を推進します。

2 就業支援の充実

1 母子家庭等就業支援センター事業の充実【対象：母子・寡婦】

■ 就業支援講習会の充実

就職にできるだけ有利になるような資格取得や能力開発を目的とし、ニーズに合わせ科目の見直しを行う等、母子家庭の母や寡婦への就業支援講習会の充実を図ります。

また、新たに母子家庭の母の在宅就業を支援するため、自宅で仕事を始めたい母子家庭の母を対象にセミナーなどを行う、在宅就業支援事業の実施を検討します。

■ 母子自立支援プログラム策定事業の拡充 ※

個々の母子家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を推進し、その支援体制を強化します。

また、新たなメニューとして、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母を対象に、NPO法人等と連携しボランティア活動等を行う、就職準備支援コースの実施を検討します。

※この事業は、母子家庭の母親のみを対象としたものです。

■ 企業への訪問活動の促進

母子家庭の母や寡婦の就業を促進するため、母子家庭の母等を雇用していない企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めています。

■ 関係機関との連携の推進

ハローワーク・札幌市就業サポートセンター・母子婦人相談員等との連携を図りながら、母子家庭の母や寡婦の就業への支援を推進します。

■ 雇用情報の提供の推進

市及び公的施設における非常勤職員等の雇用に際し、母子家庭等就業支援センターへの雇用情報の提供を推進します。

2 就業機会創出のための支援【対象：母子・寡婦】

■ 自立支援教育訓練給付金事業の推進

就業を効果的に促進するために、市が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進します。

■ 高等技能訓練促進費事業の推進

母子家庭の母が、看護師や保育士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上の訓練期間で知識技能を習得する場合で、就業又は育児と両立が困難と認められる場合に、生活の負担軽減を図り資格取得を容易とすることを目的に就業支援手当を支給する、高等技能訓練促進費事業を推進します。

また、平成20年度入学者から、経済的負担を軽減するために入学支援修了一時金を支給します。

3 母子福祉団体に対する支援【対象：母子福祉団体】

■ 母子福祉団体への支援の推進

公的施設内における自動販売機・売店等の設置における配慮や清掃事業の委託等の優先的な事業発注等、母子福祉団体の基盤拡充に向け支援を図ります。

4 女性のための就業支援策の充実【対象：母子・寡婦】

■ 女性の再就職支援事業の推進

市就業サポートセンターにおいて、女性の再就職を支援するためのセミナー、カウンセリング、職業紹介及び職場定着カウンセリングを実施します。

■ 女性の経済的・社会的自立の促進

女性の経済的・社会的自立の促進の達成に向けて、女性のための各種講座や就職に必要な講座などの事業の充実を図ります。

3 養育費確保の推進

1 相談体制の拡充【対象：母子・父子】

■ 養育費相談体制の充実

- 各区における母子・婦人相談員に対し、養育費に係る知識を深めることを目的として、弁護士等による研修を実施します。
- 母子寡婦福祉センターで行っている一般相談や弁護士等による特別相談に加え、新たに養育費専門相談員を配置して養育費等の相談に対応するとともに、養育費の確保などの周知を図ります。

2 広報・啓発活動の推進【対象：母子・父子】

■ 養育費の広報・啓発の推進

母子福祉団体と連携して、養育費の情報提供として、婚姻前の若い世代や婚姻直後の夫婦などに対する周知などを行うほか、ホームページやパンフレットを作成する等、広報・啓発活動を推進します。

4 経済的支援の推進

1 貸付制度の情報提供と貸付の実施【対象：母子・寡婦】

■ 母子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供と貸付の実施

ニーズに適応した支援として、母子寡婦福祉資金貸付金制度の情報の提供をするとともに、償還に係る負担を軽減するため、技能習得資金及び生活資金(知識技能を習得する場合)の償還期限を延長します。

2 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給【対象：母子】

■ 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給

母子家庭に対して児童扶養手当制度に関する情報の提供を推進し、手当の支給を行います。

3 各種支援制度の情報提供【対象：母子・父子・寡婦】

■ ひとり親家庭等への各種支援制度の情報提供

各種相談窓口での情報提供や「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」を充実させる等により、就学援助制度(経済的理由で小・中学校への就学が困難な場合)をはじめとした各種支援制度について一層の周知を図ります。